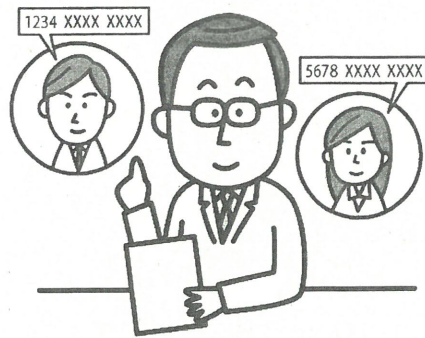


雇用保険加入の手続きには マイナンバーが必要です



Q このたび、新たに従業員を雇ったので、雇用保険加入の手続きをしたい



A 2015年10月にマイナンバー

制度が施行され、複数の行政機関がマイナンバーを使用して情報連携を行うことにより、国民の利便性の向上を指している。マイナンバーの届け出が必要と聞きましたが、詳細について教えてください。

雇用保険手続きにはマイナンバー必要

り、国民の利便性の向上と効率的な行政運営を進めることとなりました。

雇用保険制度においても、16年1月から各種届出書を提出する際には、マイナンバーを記載し登録することが義務付けられています。

マイナンバーの取得に当たっては、事業主は本人にその利用目的を明示するとともに、①正しい番号であること(番号確認)②番号の正しい持ち主(身元確認)であること③厳格な確認が必要となります。

現在、マイナンバーを記載し登録することにより、各種の届け出や給付金支給申請時の添付書類が省略できるなど、利用者の利便性の向上を目指しています。

今後さらに迅速で確かな行政サービスを提供するため、より確実にマイナンバーの取得を行うこととします。

この一環として、今年5月1日以降はハローワークに提出された各種の届出書や申請書に、必要なマイナンバーの記載がない場合には、記載をお願いします。詳しくは最寄りのハローワークか鳥取労働局に尋ねてください。